

次期班長の推薦ご協力のお願い

神路四丁目第二町会 町会長 竹中 TEL090-3702-5279

当町会では、班長の負担をできるだけ軽減し、誰でも引き受けやすい役割としています。

班長は 2 年間の任期、原則輪番制 です。主な役割は次のとおりです。

添付の「班長推薦状」に次期班長を推薦していただきます。(推薦者は現班長)

1. 月 1 回の回覧板の配布(町会総務担当から行います)

- 町会からの連絡事項、防災・防犯情報などを班員へ回覧。
- 回覧の開始や滞留の確認を行う。
- 回覧済みの回覧物は班長で廃棄処分。

2. 町会費の年 1 回の集金

- 班員へ 事前に集金日時・金額・方法を回覧などで通知。
- 集金時には 必ず領収書を発行。
- 管理簿・領収書は会計が用意し、任期終了時に次の班長へ引継ぐ。
- 必要に応じて 町会役員が集金をサポートする(高齢者世帯が多い班など状況に応じて)。
- 会計処理そのものは会計担当が行うため、班長の事務負担は最低限。
- 今後、振込などの方法を検討。

3. 町会総会への出席

- 班の代表として議決権を有し、総会へ出席。(委任状でも可)
- 報告内容や議決事項を把握し、必要に応じて班員へ共有。

4. 班内の状況連絡

- 防犯灯の故障、道路・環境の問題、地域の困りごとなどを町会役員へ連絡。
- 行政への申請・調整は 町会役員が担当。
- 班長は「地域の連絡係」として、無理のない範囲で活動。
- 行政手続き・トラブル対応・専門的な相談は 町会役員が担当。

5. 班長活動費について

- 班長の負担軽減と感謝の意を込めて、役員であるかに問わらず、若干の活動費(謝礼)をお渡しします。
- 金額や支給方法は町会会計の規程(新たに設ける)に基づいて実施。

以上